

令和4年度村県民税申告受付巡回日程表

(マイナンバーカード出張申請受付も併せて実施)

受付期間：2月16日(水)～3月15日(火)

行政区	受付月日	曜日	受付時間		受付場所
			午前の部	午後の部	
安波	2月16日	水	9:30～11:30		安波区公民館
安田				1:30～3:00	安田区公民館
楚洲	2月17日	木	9:30～11:00		楚洲区公民館
奥				1:30～3:00	奥区公民館
辺戸	2月18日	金	9:30～11:00		辺戸区公民館
宜名真				1:30～3:00	宜名真区公民館
宇嘉	2月21日	月	9:30～11:00		宇嘉区公民館
辺野喜				1:30～3:00	辺野喜区公民館
謝敷	2月22日	火	9:30～11:00		謝敷区公民館
与那				1:30～3:00	与那区公民館
佐手	2月24日	木	9:30～11:00		佐手区公民館
宇良				1:00～2:00	宇良区公民館
伊地				2:30～4:00	伊地区公民館
奥間	2月25日	金	9:30～11:30		奥間区公民館
桃原				2:00～4:00	桃原区公民館
比地	3月1日	火	9:30～11:00		比地区公民館
鏡地				1:30～3:00	鏡地区公民館
半地	3月2日	水	9:30～11:00		半地区公民館
浜				1:30～3:30	浜区公民館
辺土名	3月4日	金	9:00～11:00	1:30～3:30	辺土名区公民館
役場	2月16日～ 3月15日 (平日のみ)	月 金	9:00～11:30	1:30～4:30	国頭村役場 1階村民ロビー
役場	3月5日 3月13日 (休日受付)	土 日	9:30～11:30	1:30～3:30	国頭村役場 1階村民ロビー

申告期限間近(3月)になりますと大変混み合いますので、できるだけ早めに申告を受けてくださいますよう、ご協力をお願いします。

※各字巡回中、国頭村役場1階 村民ロビーでも受付を行っています。

△△△ 申告をしないと困ること △△△

- ・国民健康保険税の軽減措置及び国民年金保険料の免除等が受けられないことがあります。
- ・所得証明、課税証明、納税証明などの発行ができません。
- ・こども園への入所、児童扶養手当などの申請手続きができない場合があります。
- ・福祉施設への入所や福祉諸制度の受給に支障が生ずる場合があります。

※申告の提出が遅れた方は、上記に関する事項に該当し早急に対応できない場合がありますので、必ず期日までに申告して下さい。

新型コロナウイルス感染拡大防止で密を避けるため、申告会場に入場できる人数を制限させていただきます。

申告受付人数が上限に達した場合は、当日の申告受付を終了いたします。

【 *お問い合わせ* 国頭村役場 住民課 税務係 TEL:41-5877 】

村県民税の申告及び納税につきまして、日頃からご協力いただき感謝申し上げます

★申告に必要なもの★

◎申告書(同封)

◎税務署からのハガキ(昨年確定申告した方のみ)

◎昨年中の収入等が確認ができる書類

営業・農業の方→収入と経費がわかる帳簿や領収書等

※混雑解消のため、収入と経費はご自身で年間の総額の計算をお願いします。

給与・年金の方→源泉徴収票(職場や年金機構から)

その他の収入の方→収入と経費がわかる書類等

※営業・事業に関連するコロナ対策支援金・協力金等は、申告する必要がありますので、通帳など金額が分かるものの持参をお願いします。

◎生命保険料、地震保険料、社会保険料、医療費、寄付金等の領収書など

※医療費の領収書は、支払金額の合計を事前に計算しておいて下さい。また保険などで補填される金額の確認をお願いします。

◎申告者と扶養する方のマイナンバーが分かるもの ※マイナンバーカード・通知カード・個人番号記載の住民票等

税務係からのお願い

確定申告会場の混雑緩和のために、営業や農業などの個人事業主の方はできるだけ収入や経費など項目ごとに計算をしてから資料をお持ちいただくようお願いいたします。

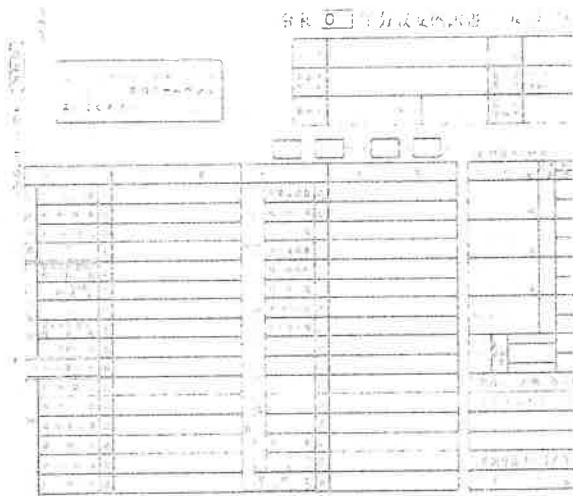
收支内訳書をご自身で作成できる方は事前に記入し、申告当日に資料と一緒にご持参いただきます様、ご協力をお願いします。收支内訳書の様式は国税庁ホームページ及び国頭村のホームページからダウンロードできます。

收支内訳書には様式が3種類あります。

一般用…営業、漁業

農業用…農業、肉用牛

不動産用…軍用地収入、家賃収入、地代



【あなたは村県民税の申告が必要ですか？】

☆下図のはい・いいえに答えて確認してみましょう☆

令和4年1月1日現在、国頭村に住所がありましたか？

いいえ

国頭村への村県民税の申告は不要です。
※令和4年1月1日に住所があった市町村へお問い合わせ下さい

はい

令和3年1月1日～12月31日までに収入がありましたか？

いいえ

国頭村への村県民税申告書の提出が必要です。申告書表面左下の(所得がなかった人に関する事項)に記入して下さい。
※誰かに扶養されていた、学生であった等。

はい

所得税の納付・還付のため、税務署へ確定申告をしますか？
給与収入が1カ所のみで、会社から国頭村へ給与支払報告書が提出されていますか？

はい

国頭村への村県民税申告書の提出は不要です。
※国税・確定申告についての【お問い合わせ先】
名護税務署 0980-52-2920

いいえ

国頭村への村県民税申告書の提出が必要です。

申告期間中、役場でも確定申告を受け付けています。申告内容によっては、税務署での申告をお願いする場合があります。